

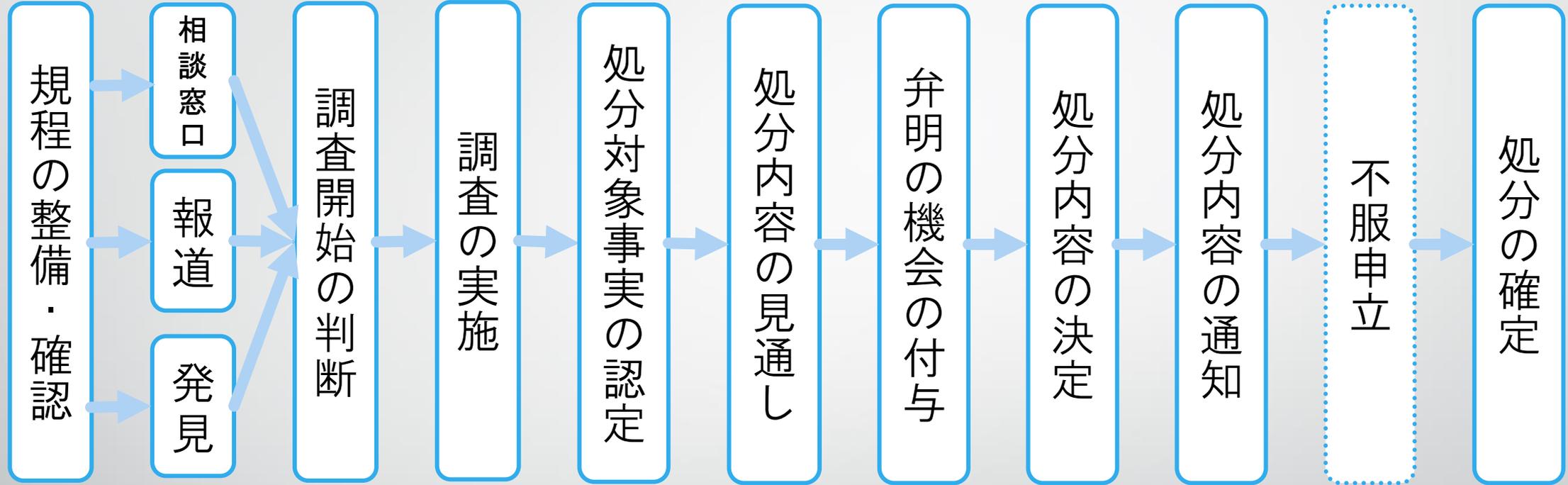
スポーツ不祥事における 調査・処分手続について

弁護士 合田雄治郎

弁護士 畑中 淳子

弁護士 堀口 雅則

フローチャート





Q1

スポーツ団体に処分規程がありませんが、処分してもよいですか。

Q1（規程の確認）

スポーツ団体に処分規程がありませんが、処分してもよいですか。

A1: ×

【解説①】

- 規程なしに、登録者等を処分することは、後にJSAA（（公財）日本スポーツ仲裁機構）等において取り消される可能性があります。

* 規程がないところにトラブルがあった場合には？

- 規程がないところにトラブルが生じた場合には、当事者の納得の得られるところまで話し合いの上、解決してもらうしかないでしょう。
- 規程がない場合には、将来のために早急に規程を作ってください。

* 事案が生じた後に規程を作って処分できますか？

- 予測可能性の担保の観点から、実体規程の遡及適用の禁止すべきですから、処分できないといえます。

A1 規程の確認

【解説②】

* 規程として必要なものは？

- 団体の規程として、以下のものが含まれているか、確認してください。

実体規程：処分対象者（誰が）、禁止行為（何をしてはならないか）
及び処分内容（どういう処分ができるか）等を定めた規程

手続規程：処分を実施するために必要な、相談窓口・調査・処分決定・
不服申立てまでの一連の流れを定めた規程

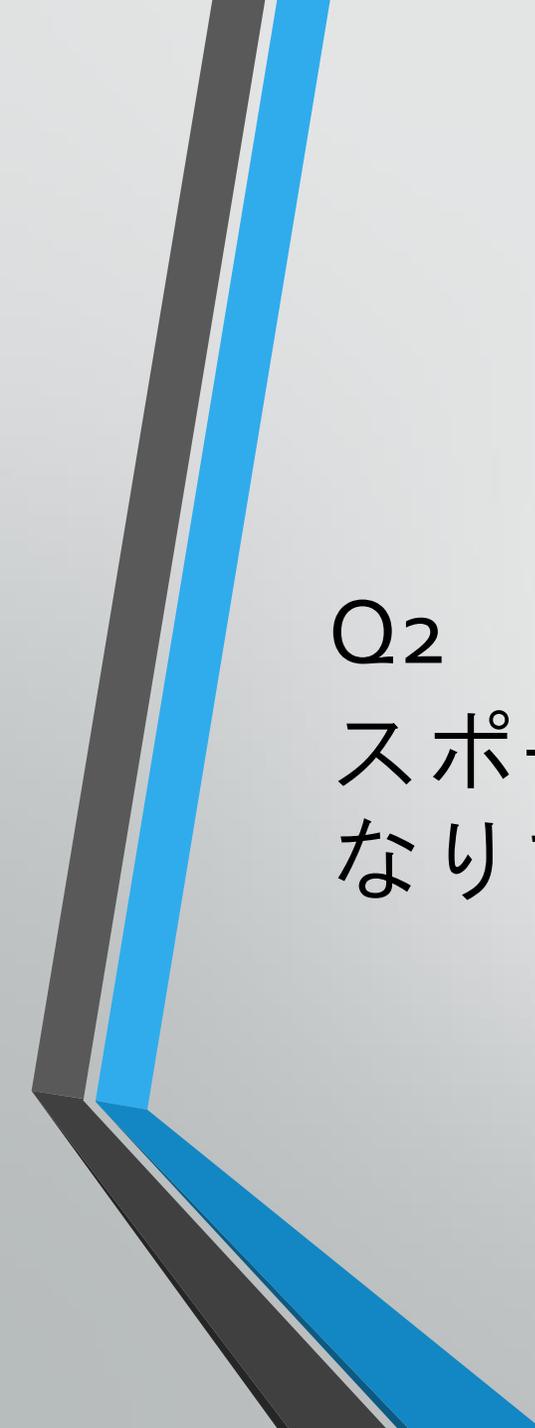
処分基準：何をやれば、どの程度の処分を行うかの基準

* 規程は公表しなければなりませんか？

- 予測可能性の担保のため、公表すべきです。

* アンケートの結果は？

- アンケート②-5～②-7



Q2

スポーツ団体に相談窓口を必ず設置しなければ
なりませんか？

Q2（相談窓口の設置）

スポーツ団体に相談窓口を必ず設置しなければなりませんか？

A2: NF（中央競技団体）→○ NF以外→△

【解説①】

- NFについては、NF向けGC（ガバナンスコード）により相談窓口の設置が求められています。
- NF以外については、一般団体向けGCで要求されていないが、相談窓口を設置した方が望ましいといえます。

* アンケート結果は？

- アンケート結果によれば不祥事を把握できていない可能性（アンケート②、④-5参照）。

* 窓口の担当者はどのような人をお願いすべきですか？

- 団体から独立性のある人が望ましいといえます。

A2 相談窓口の設置

【解説②】

* 窓口でヒアリングすべきことは？

- ①誰が、いつ、どこで、誰に対して、どのような行為をしたか
(「なぜ」(動機)はマストではありません(A8参照))。
5WIHが原則ですが、どこまで聞き取れるかはケースバイケースです。
- ②どのような証拠があるか。
- ③通報者の希望・要望（審査対象者の処分を含む。）。
- ヒアリングシートの作成

* 相談者に安心して相談してもらうためには？

- 守秘義務の遵守を徹底し、信頼される窓口作りをすることが必要でしょう。

A2 相談窓口の設置

【解説③】

* 匿名の相談に対応すべきですか？

- 匿名の場合には、その後の連絡先が分からず、手続きを進められません。ただし、事案が重大な場合には、対応すべきケースもあります。

* 相談者に対してどの程度の情報開示（進捗状況、処分結果等）すべきですか？

- 相談者＝被害者のケースと相談者＝第三者のケースと区別して対応しましょう。なお、処分結果の公表については、透明性の確保とプライバシーの保護との調整を考慮した対応が求められます。

Q3

相談窓口・報道・発見などにより把握した案件は全て調査しなければなりませんか？

Q3（調査開始の判断）

相談窓口・報道・発見などにより把握した案件は全て調査しなければなりませんか？

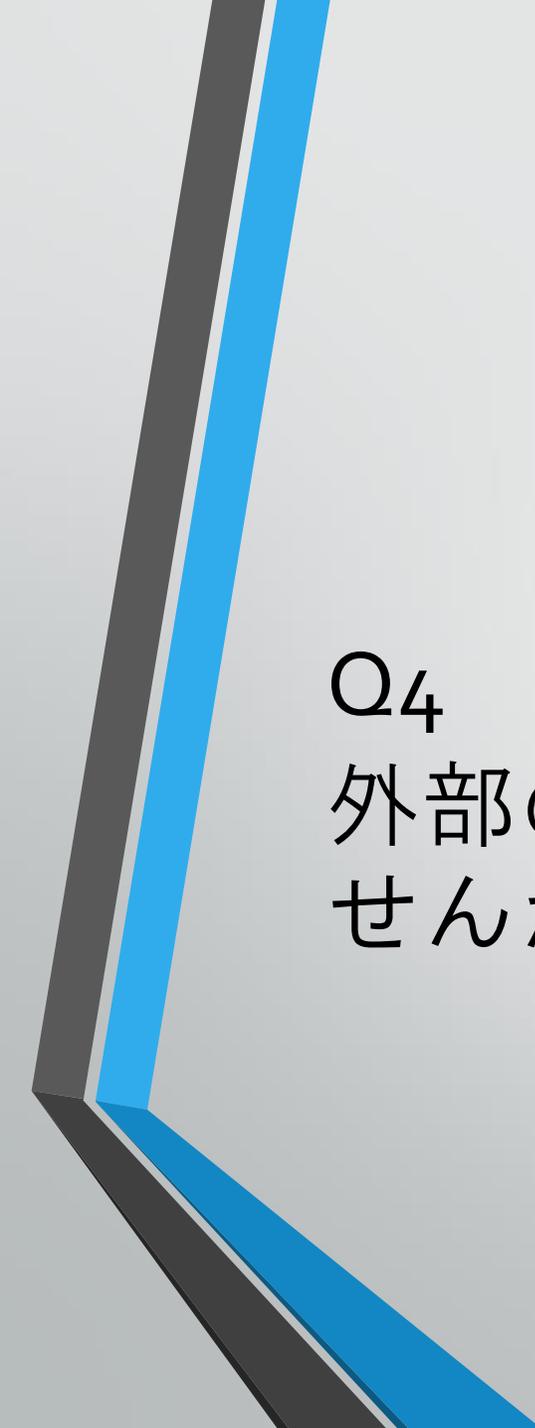
A3: ×

【解説】

- すべての通報に調査しなければならないわけではありません。
- 通報された事実が、「規程上処分の対象となる者」に関する、「規程上禁止されている行為」であるか、確認しましょう。

***対象外であった場合に何かフォローは必要ですか？**

- 他の相談してもらえそうな窓口の紹介（（一社）日本スポーツ法支援・研究センター・スポーツ相談室など）



Q4

外部の人に必ず調査をお願いしなければなりませんか。

Q4（調査担当者の選定）

外部の人に必ず調査をお願いしなければなりませんか。

A4: ×

【解説】

- 外部の人とは、スポーツ団体や審査対象者と利害関係のない人をいいます。
- 行為者の態度（事実関係を認めているかどうか）、事案の軽重、行為者の地位、社会的な影響などを総合的に考慮して、どのような人が調査をするのが適切か判断することになります。

*** 調査をする人として不適切な人はどのような人ですか？**

- どのような事案であれ、「手心を加えている」との印象を持たれやすい人（親類縁者や、同じ学校の先輩後輩など）は避けるのが原則です。
- スポーツ団体の役員などが審査対象者である場合には、上部団体や外部に調査を依頼することが望ましいといえます。

Q5

相談者から、警察が捜査を始めたと聞きました。
調査を止めないといけませんか。

Q5（他の組織や団体との関係）

相談者から、警察が捜査を始めたと聞きました。調査を止めないといけませんか。

A5: ×

【解説①】

- 警察等の方が、スポーツ団体よりも調査をする能力があるので、彼らが実際に処分をしたとなれば、当該情報に基づいて調査を進めてもよいでしょう。
- しかし、現実に処分がなされるかどうか見通しの立たない場合も多くあります。警察が捜査を始めたということは、スポーツ団体として調査をしてはならない理由にもなりませんし、調査をしなくていい理由にもならないといえるでしょう。

*** 学校や会社などが調査をしている場合はどうでしょうか？**

- 学校、会社などの判断も同様に考えられます。

A5 他の組織や団体との関係

【解説②】

* 他の団体による処分が先行していても処分できますか？

- 調査をするかどうかとは別の問題として、他の団体が処分をしたときに、自らの団体として処分をするかどうか、また、処分をする場合には他の団体が処分をしたことをどう評価するかについても、よく考える必要があります。
- 他の団体が処分をしたとしても、スポーツ団体は、その独自の判断で処分をすることが可能ですし、独自の処分をすべき場合も多くあります。その場合、他団体の処分があったこと（なかったこと）を、処分の内容にどう反映させるかは、議論の余地があるところです。

* 二重処罰の禁止という言葉聞いたことがあるのですが？

Q6

被害者は、審査対象者に秘密で、暴力の現場を録画したと言っています。このデータを証拠としてよいですか。

Q6（証拠としての取扱）

被害者は、審査対象者に秘密で、暴力の現場を録画したと言っています。このデータを証拠としてよいですか。

A6: ○

【解説】

- 録画や録音のデータは、証拠としての信用性は高いですし、当事者が録音や録画をすることは、法律上禁止されていません。
- 証拠が乏しく今でも暴力や暴言を受けている場合には、録音や録画を勧めるのもよいでしょう。ただし、被害者への配慮は必要です。

Q7

調査に当たり、被害者や目撃者よりも先に、審査対象者に話を聞きに行ってもよいですか。

Q7（聴取の手法）

調査に当たり、被害者や目撃者よりも先に、審査対象者に話を聞きに行ってもよいですか。

A7: 原則は×

【解説①】

- 原則としては、以下の順番で事情の聞き取りをしましょう。
 - ① 相談者・被害者からの聴取
 - ② 関係者（審査対象者以外の者）からの聴取
 - ③ 審査対象者からの聴取
- *なぜこのような順番が望ましいのでしょうか？
- 二次被害・証拠隠滅の防止等
- 客観的な証拠から認定できる事案や、調査前の事情から審査対象者が事実であると認めている事案であれば、順序にこだわらないこともあります。

A7 聴取の手法

【解説②】

- 聞き取りの際は、年齢、表現能力などにも十分配慮し、誘導をできるだけ避けて本人から自由に語らせる雰囲気づくりと問いかけをするように注意しましょう。
- 何を聞くかは、最終的にどのような事実を認定しなければならないか（後述）、から逆算することになります。

* 調査時の録音も同意を得なくともよいですか？

- 調査時のヒアリングについては、録音をしておくことで、発言の内容の正確性を保つことができますので、録音は積極的にやってよいと思いますが、承諾を得て録音することが望ましいです。

A7 聴取の手法

【解説③】

* 未成年者からの聴取において注意すべきことは？

- 親権者の同意は必要です。未成年者の場合、心のケアが必要な場面も。

* 代理人弁護士が同席したいと言ってきた場合には？

- 原則として、認めましょう。

* 当事者以外の関係者からの聴取の際に気を付けるべきことは？

- 被害者の二次被害防止や、証言者の保護など、気を付けなければなりません。

Q8

あるスポーツ団体の倫理規程では、選手への暴行行為は倫理規程に反する行為であると定められています。審査対象者に聞き取りをしたところ、具体的な態様（いつ、どこで、どのように）は覚えていないが、被害者に暴行したことは認めました。審査対象者が認めているので、処分をすることはできますか。

Q8（事実認定）

あるスポーツ団体の倫理規程では、選手への暴行行為は倫理規程に反する行為であると定められています。審査対象者に聞き取りをしたところ、具体的な態様（いつ、どこで、どのように）は覚えていないが、被害者に暴行したことは認めました。審査対象者が認めているので、処分をすることはできますか。

A8: ×

【解説①】

- 事実認定にあたっては、いわゆる5W1Hを明確にすること重要ですが、特に暴行行為の事実を認定するにあたっては、いつ（日時）、どこで（場所）、誰が（行為者）、誰に対して（相手方）、どうやって（行為態様）、どうなったか（結果）という点をできる限り明確にすることが必要です。

*** 動機（why）の認定も必要でしょうか？**

- 内心の問題ともいえるため認定が難しいことも。

A8 事実認定

【解説②】

*なぜ5W1Hを明確にしないといけないのですか？

- 具体的にどのような事実を認定したのかわからないため、処分の妥当性を判断することができません。
- 審査対象者の防御（反論の機会）という観点からも、どのような理由で処分されるのかが明確にされる必要があります。
- 処分の内容を決定するためには、上記事実に関連して、以下のような事実も認定できることが望ましいです。
 - ①違反行為に至る経緯
 - ②他に被害者がいないか
 - ③他に加害者がいないか
 - ④違反行為の目的・動機

A8 事実認定

【解説③】

- 調査対象者が過去に同様の違反行為に及んだことがあるか、については、考慮に入れる余地もありますが、取扱いに注意を要します。

* 5W1Hさえ明確になればよいのでしょうか？

- 証拠に基づき、事実を認定しなければなりません。→Q9

* 事実認定が問題になったJSAA事案とは？

- JSAA-AP-2017-001事案

Q9

審査対象者に聞き取りをしたところ、被害者が主張する暴行の事実を否定しました。しかし、審査対象者が被害者に暴行した現場を見たという目撃者の話を聞くことができました。目撃者の供述を証拠として、暴行の事実を認定することができますか。

Q9（証拠の評価）

審査対象者に聞き取りをしたところ、被害者が主張する暴行の事実を否定しました。しかし、審査対象者が被害者に暴行した現場を見たという目撃者の話を聞くことができました。目撃者の供述を証拠として、暴行の事実を認定することができますか。

A9: △

【解説①】

- 証拠には、客観的な証拠（書類、録音音声、ビデオ映像等、動かすことのできない客観的な形で残っている証拠）と、主観的な証拠（被害者や目撃者の証言や供述書など）があります。

A9（証拠の評価）

【解説②】

* 主観的証拠の評価はなぜ難しいのでしょうか？

- 事実認定においては、客観的な証拠が重要ですが、客観的な証拠がない場合には、目撃者の供述がどの程度信用できるか、総合的に判断しなければなりません。なぜならば、第三者である目撃者の証言も、事実認定にあたって重要な証拠となり得ますが、人の記憶には誤りが入りやすいからです。

* 目撃者の供述証言の信用性はどのように判断するのでしょうか？

- 供述者と審査対象者との関係性、供述の迫真性・具体性・詳細さ等、目撃状況等

Q10

過去の処分事例を調べたところ、同種事案で資格停止3か月としているケースが複数見つかりました。しかし、半年前に当協会は暴力追放宣言を出したばかりです。また一部報道を受け、本件については厳罰に処すべきとのご意見も多数寄せられています。本件で永久追放処分にしてもよいでしょうか。

Q10 (処分内容の決定)

過去の処分事例を調べたところ、同種事案で資格停止3か月としているケースが複数見つかりました。しかし、半年前に当協会は暴力追放宣言を出したばかりです。また一部報道を受け、本件については厳罰に処すべきとのご意見も多数寄せられています。本件で永久追放処分にしてもよいでしょうか。

A10: ×

【解説①】

- 比例原則・平等原則の観点から、適切ではありません。

「**比例原則**」とは、違反行為の内容、結果に照らし、処分の重さが相当であることをいいます。

「**平等原則**」とは、スポーツ団体内において発生した同種の違反行為に対して課す処分は同一種類・同一内容であるべきことをいいます。

A10 処分内容の決定

【解説②】

- 過去に同種事例があれば、比例原則・平等原則の関係から、過去の処分内容との均衡は重視せざるを得ません。
- 処分基準がある場合に、それに反した取扱いをすると、比例原則・平等原則に反している可能性が高いと考えられます。
- 同種事例や処分基準が無い場合は、他団体の事例や、公表されているガイドライン等を参照することが考えられるでしょう。

*過去に処分を受けたことを考慮して処分を重くすることができますか？

- 原則としてできません。ただし、累犯に関する定めがあれば可能です。
- 調査対象者が過去に同様の違反行為に及んだことがあるか、については、常習性という観点から考慮に入れる余地もありますが、取扱いに注意を要します。

Q11

事実調査・処分審査を概ね終え、処分の方向性も見えてきました。ビデオ等の客観的証拠もあり、目撃者もいるため、事実関係は明らかなので、本人から話を聞いていません。このまま処分をしてもよいですか。

Q11（弁明の機会の付与）

事実調査・処分審査を概ね終え、処分の方向性も見えてきました。ビデオ等の客観的証拠もあり、目撃者もいるため、事実関係は明らかなので、本人から話を聞いていません。このまま処分をしてもよいですか。

A11: ×

【解説①】

- 弁明の機会（聴聞の機会）の付与とは、処分審査の対象となっている者に対し、①処分事実と処分の可能性を告知したうえで、②反論する機会を付与することをいいます。
- 審査対象者に自分の権利を守る機会を与えなければ、適正な手続による処分といえないため、弁明の機会の付与が必要です。

A11 弁明の機会の付与

【解説②】

- 弁明の機会を与えたにもかかわらず具体的な言い分がない場合に処分をすることは可能ですし、具体的な言い分がある場合であっても、その言い分を常に正しいと認める必要はありません。
- 弁明の機会の付与をしたことを明確にするため、書面で連絡するようにしましょう。

* 処分結果の通知について注意すべきことは？

- 書面により、対象事実（5W 1 Hや証拠の記載）が特定できるように通知する必要あり。

* 弁明の機会に関するJSAA事案は？

- JSAA-AP-2015-006、JSAA-AP-2016-006など

* 弁明の機会に関するアンケート結果は？

- アンケート②-6-2

Q12

無事に処分を終えましたが、対象者から処分を争われることはありますか。

Q12（不服申立）

無事に処分を終えましたが、対象者から処分を争われることはありますか。

A12: ○

【解説】

- 団体内部で不服申立に関する制度があれば争われる可能性があります。
- JSAAに申し立てられる可能性もあります。ただし、仲裁合意又は団体の規程に自動応諾条項がないと仲裁は行われません。

*** 仲裁に合意しなかった場合はどうなりますか？**

- 仲裁ができません。合意しなかった団体は、JSAAのHPで団体名が公表されます。

*** 被害者側から処分が軽いなどと争われることはありますか？**

- 原則としてありません。ただし、処分は適正に行うべきです（Q10参照）。

Q13

法律の専門家である弁護士の手続きへの関与が望ましいとされていますが、すべての段階で関与してもらうべきでしょうか。

Q13（弁護士との関与）

法律の専門家である弁護士の手続きへの関与が望ましいとされていますが、すべての段階で関与してもらうべきでしょうか。

A13: △

【解説①】

- すべての段階で弁護士が関与することは望ましいと言えますが、コストの関係でも下記の順で関与を検討するのがよいでしょう。

窓口＜調査＜裁定

裁定は最終的に処分を決定するため、調査や窓口よりも中立性・独立性が求められるからです。

A13 弁護士との関与

【解説②】

* 段階ごとに異なる弁護士を依頼しなければなりませんか？

- 理想的には、段階ごとに異なる弁護士に依頼するのが望ましいが、困難な場合には、優先順位をつけて依頼を検討すべきでしょう。

* 不服申立ての場面での弁護士の関与は？

- 申立人の代理人、被申立人（スポーツ団体）の代理人としての弁護士の関与が考えられます。スポーツ法に精通した弁護士が望ましいといえます。

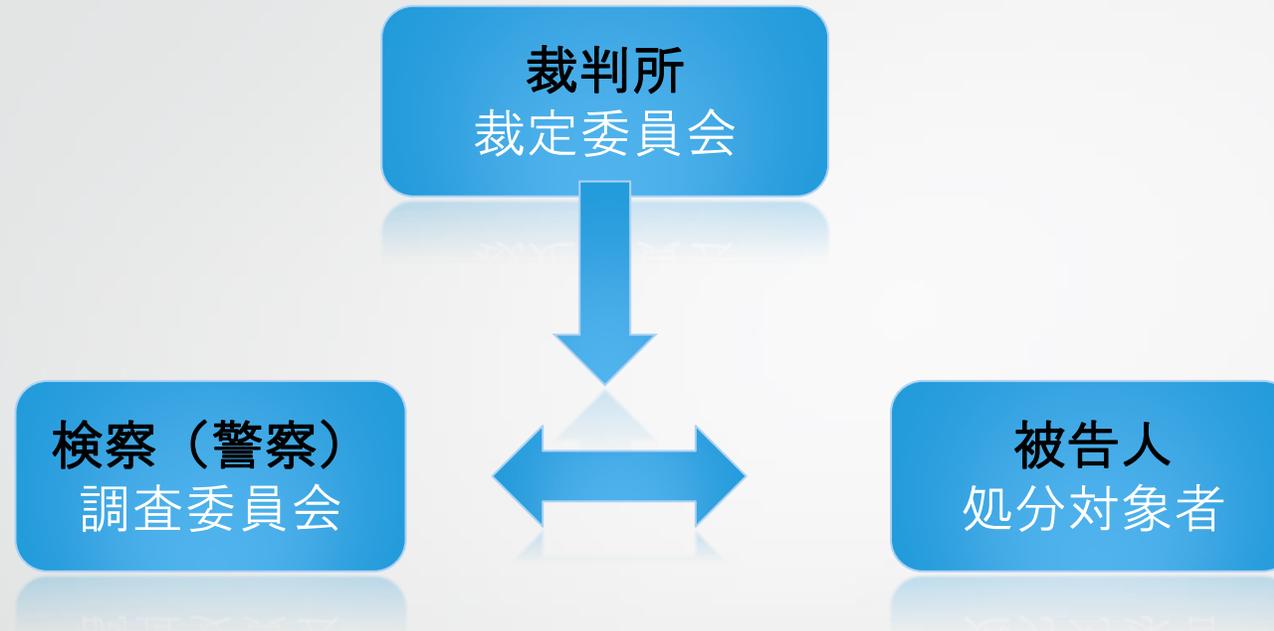
* そのほか規程の整備などでも関与してもらえるのでしょうか？

- もちろん対応いたします。

* 弁護士の関与に関してアンケートではどのようなになっていましたか？

- アンケート①-7、②-3、④

不利益処分と刑事裁判の構造との類似性



刑事手続 ≒ 不利益処分手続

◇処分は対象者に不利益を課すもの

⇒ 理想は刑事手続、ただし全く同じ手続は不可能

◇冤罪を防ぐため、行為者の人権にも配慮

⇒ 弁明の機会（反論の機会）の付与は特に重要



ご清聴ありがとうございました

弁護士 合田雄治郎

弁護士 畑中 淳子

弁護士 堀口 雅則

スポーツ団体が科した処分に対する 仲裁判断の調査・分析結果

弁護士 飯田研吾

不祥事処分に関する紛争解決

- 処分理由がない？ 処分が重すぎる？ 言い分を聞いてくれない？
- 主な紛争解決手段
 - ① 訴訟等の裁判手続
 - ② 団体内の紛争解決手続
 - ③ スポーツ仲裁手続

スポーツ仲裁パネルの判断

- スポーツ団体の決定（処分）が取り消されるか否かは次の4つの基準で判断される
 - ① 国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合
 - ② 規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合
 - ③ 決定に至る手続に瑕疵がある場合
 - ④ 規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合

調査・分析の概要

- 不祥事処分に関する事案24件を抽出
- 処分の内容、仲裁判断の結論、4基準の何が問題となったか、取り消された理由等を調査
- 基準ごとに傾向や判断のポイントについて分析

調査結果の概要

敗訴率 50%	争点として判断された件数	その基準をあてはめた結果、取り消された件数
基準① 決定がその制定した規則に反する	10	8
基準② 決定が規則には反しないが著しく合理性を欠く	12	5
基準③ 決定に至る手続きに瑕疵がある	10	3
基準④ 規則自体が法秩序に違反・著しく合理性を欠く	2	0

分析の結果 ～基準①～

- 規則（根拠規定）の解釈や事実のあてはめの争い
- 解釈やあてはめの結果、処分を下すための要件（条件）を満たしていない場合には取り消される
- 処分の内容に関する規定が争われたケース（2019-004）
- 処分権限のない機関が処分を行ったケース（2014-008）
- 明文の根拠規定がないケース
→ 処分することが許されるのか？ という問題

分析の結果 ～基準②～

- 多くは、処分は規則（根拠規定）の要件は満たしているが、処分の程度（重さ）が問題となった（2012-004, 2014-003, 2015-006, 2016-006, 2018-008・011）
- 処分が重すぎるかどうかの考慮要素
 - ① 処分対象行為の態様
 - ② 処分の内容（不利益の程度）
 - ③ 対象者の地位や立場
 - ④ 対象行為の動機・目的
 - ⑤ 他の処分との均衡（平等原則） → 過去の処分は？

分析の結果 ～基準③～

- 最も多い争点は、弁明・聴聞の機会を付与したといえるか（2003-001, 2015-002, 2015-005, 2015-006等）

弁明の機会を付与するに当たっては、被処分者に対して防御の機会を与えるため、処分の対象となる認定事実及び処分の可能性を明らかにした上で、被処分者に口頭または書面で弁明させることが最も望ましいといえる（2015-006）

被申立人のような国内競技団体が、その構成員に対して懲戒処分等の不利益処分を行う際には、行政手続法等が求めるものと同等の弁明の機会を付与することが不可欠である・・・（中略）・・・具体的な手続としては、懲戒の対象となる事実の告知、及び、弁解聴取の機会の確保の2点につき検討が必要と考える（2016-006）

- その他、対象事実が不明確（2017-001）、処分事実や理由の不明示（2015-006）

分析の結果 ～基準④～

- この基準が問題となったケースはわずか2件
- 不祥事処分においては、規則自体（根拠規程）が法秩序に違反していたり、著しく合理性を欠くケースは考えがたいと思われる

まとめ

- 不祥事処分は、団体の秩序維持・適正なガバナンスの確保という点で必要
- 他方で、処分対象者にとっては選手（コーチ・監督等）生命をも左右する
- JSAAの仲裁判断は、不祥事処分の一例であり事例判断に過ぎない
- JSAAに持ち込まれることは“恥”ではない
- JSAAで判断が覆されることがないようしっかりとした処分手続を！

アンケート結果の分析

弁護士 岩橋 一登

弁護士 澤井 真洋



1. アンケート結果の概要

(1) 調査目的

スポーツにおける不祥事防止



スポーツ団体が自ら率先して対策することが必要



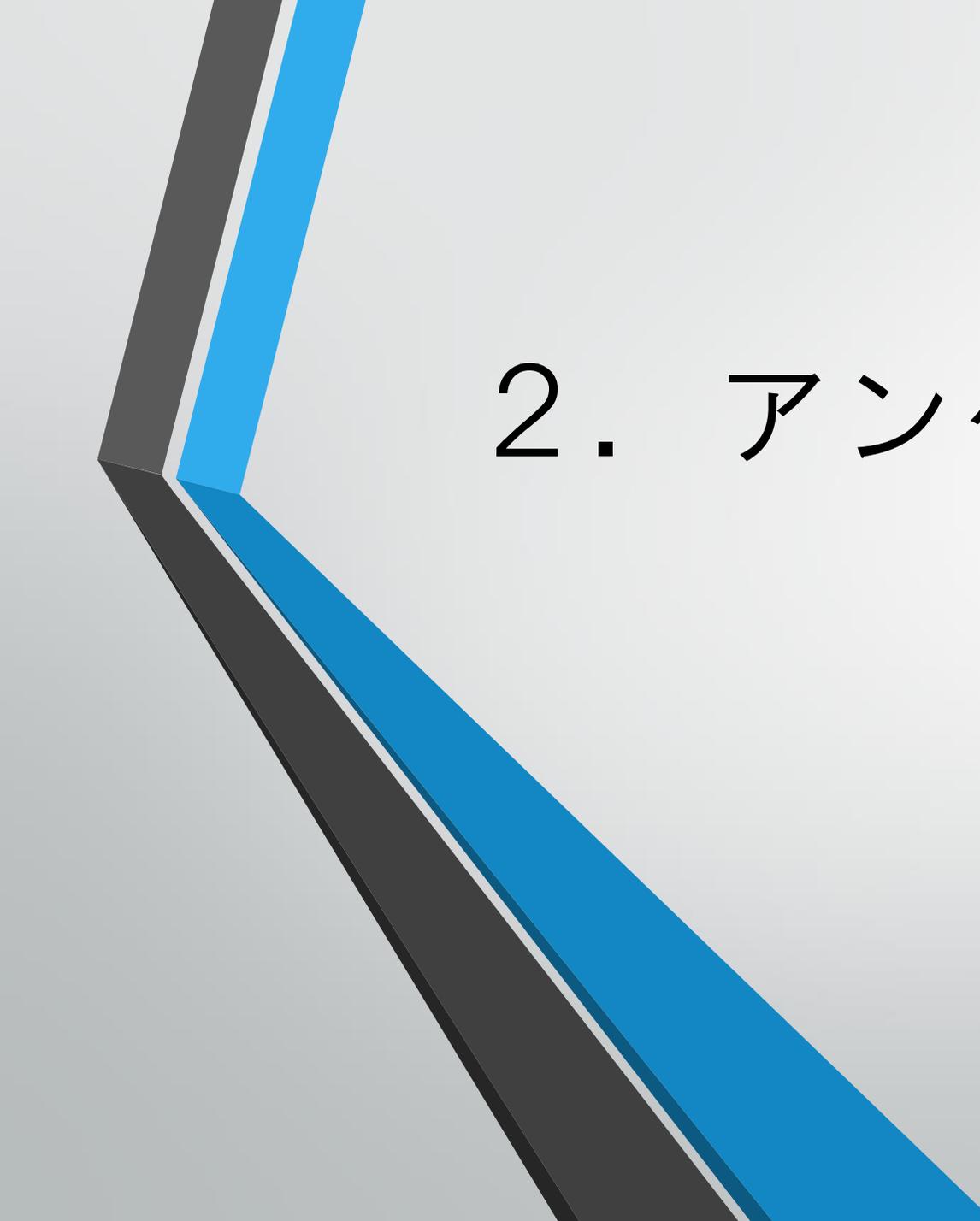
各スポーツ団体の現状を把握・分析

(2) 調査方法

回答数 373件

アンケート内容

- 質問① 団体の種類等に関する質問
- 質問② 不祥事対応の体制
- 質問③ 不祥事対応の現状
- 質問④ 不祥事対応と弁護士



2. アンケート調査の結果

(1) 質問①：団体の種類等

全体

373団体

中央競技団体 (NF)	37団体
都道府県スポーツ団体	220団体
市町村スポーツ団体	15団体
都道府県スポーツ協会 (体協)	27団体
市町村スポーツ協会 (体協)	57団体
その他のスポーツ団体(実業団・大学連盟等)	17団体

(1) 質問①：団体の種類等

【法人化傾向】

・ 中央競技団体（NF）	97.	3%
・ 都道府県スポーツ団体	34.	6%
・ 市町村スポーツ団体	6.	7%
・ 都道府県スポーツ協会（体協）	88.	9%
・ 市町村スポーツ協会（体協）	15.	8%
・ その他のスポーツ団体(実業団・大学連盟等)	76.	5%

(1) 質問①：団体の種類等

【外部有識者】

・外部有識者不在 51.2%

※市町村スポーツ団体

役員に弁護士を置いている団体 0%

外部有識者が入っていない団体 80%

(1) 質問①：団体の種類等

【外部有識者・弁護士】

・ 弁護士が役員に入っている団体

全体	12.4%
----	-------

中央競技団体	54.1%
--------	-------

→ 中央競技団体以外では、弁護士はほとんど役員に入っていない

(1) 質問①：団体の種類等

【女性役員】

- ・役員に女性が入っていない団体
全体 20.1%

(2) 質問②：不祥事対応の体制

【暴力行為等根絶のための基本方針】

- ・暴力行為等根絶のための基本方針を策定していない団体
(全体) 56.7%
 - ・何ら特別な対策を採っていない団体
(全体) 31%
- 全373団体の内116団体

(2) 質問②：不祥事対応の体制

【中央競技団体（NF）の現状】

- ・暴力行為等根絶のための基本方針を策定している 80.6%
- ・処分の実体規程を設けている 88.9%
- ・処分基準を設けている 62.2%
- ・手続規程を設けている 70.3%

【中央競技団体（NF）以外の現状】

- ・各規程の策定は概ね3割～4割程度

(2) 質問②：不祥事対応の体制

【相談できる外部有識者がいる】

・ 中央競技団体（NF）	9 1.	7 %
・ 都道府県スポーツ団体	3 1.	4 %
・ 市町村スポーツ団体	1 3.	3 %
・ 都道府県スポーツ協会（体協）	3 3.	3 %
・ 市町村スポーツ協会（体協）	2 1.	1 %
・ その他のスポーツ団体(実業団・大学連盟等)	5 2.	9 %

(3) 質問③：不祥事対応の現状

【不祥事の相談内容】

- ・暴力暴言，パワハラが多い。

【1年間における不祥事案件が0との回答】

・全体	62.7%
・中央競技団体（NF）	35.1%
・都道府県スポーツ団体	59.5%
・市町村スポーツ団体	100%
・都道府県スポーツ協会（体協）	48.1%
・市町村スポーツ協会（体協）	94.7%

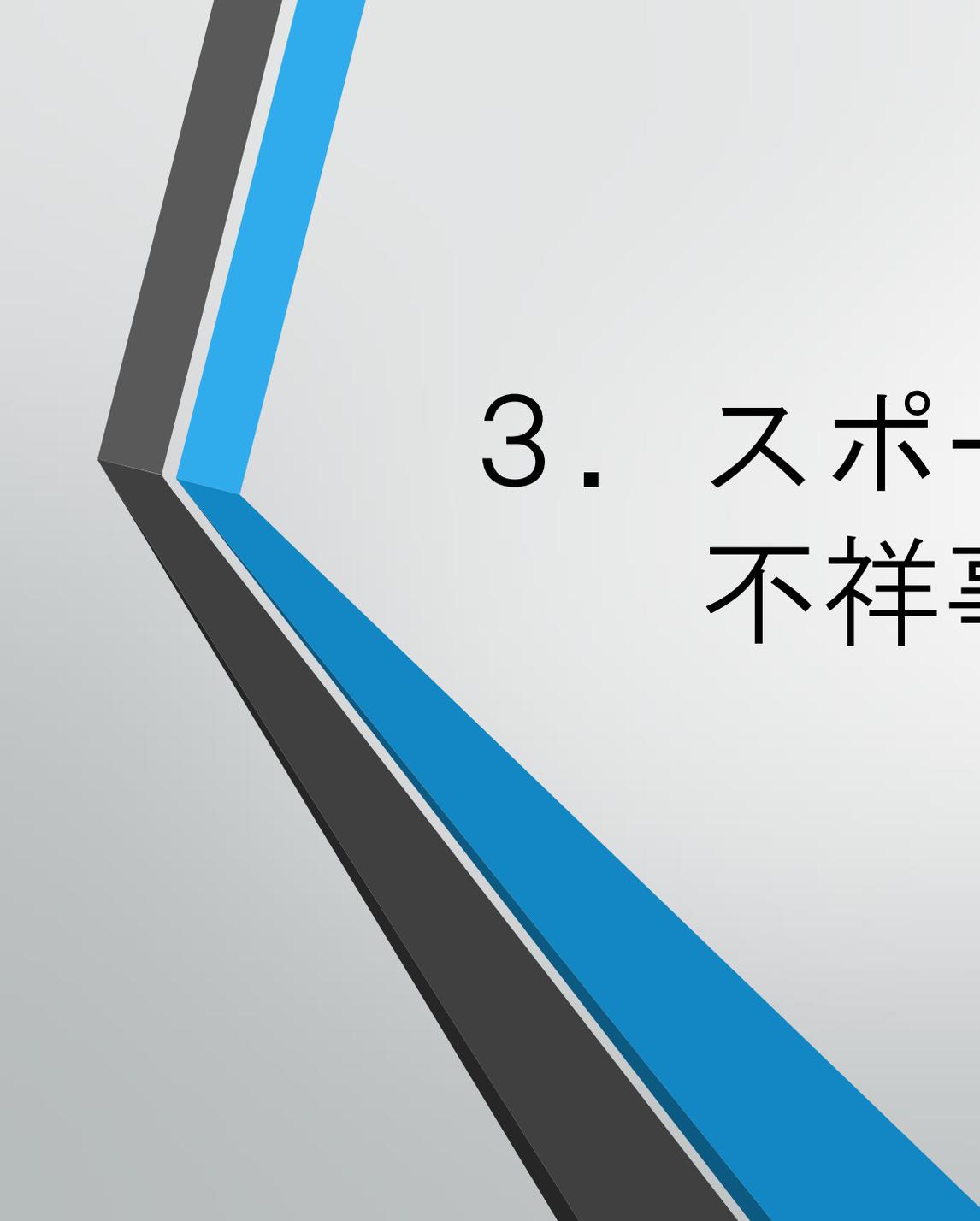
(4) 質問④：不祥事対応と弁護士

【弁護士の協力を期待することがある】

- ・ 全体 70%

【弁護士への相談が行われていない理由】

- ・ 費用面での心配
- ・ 相談できる関係の弁護士がいない



3. スポーツ団体における 不祥事対応の現状分析

不祥事対応の現状分析

1 諸規程の作成、事前対策の整備

- ・ 暴力行為等根絶のために目指すべき基本方針
- ・ 処分のための実体規程・手続規程
- ・ 処分基準

- ・ 研修会の開催
- ・ 注意、指導文書の配布
- ・ 相談・通報窓口の設置

不祥事対応の現状分析

1 諸規程の作成、事前対策の整備

→今後もこの流れを加速

※ 市町村レベルの活動の限界
上部団体・加盟団体と連携した規程の統一的な
整備、具体的対策

不祥事対応の現状分析

2 公表の重要性と課題

規程の整備→公表へ

- ・ 適正手続き
- ・ 被処分者の予見可能性確保

不祥事処分の公表は今後の課題

不祥事対応の現状分析

3 通報・相談窓口の拡充、利用促進、周知徹底

不祥事件数ゼロ→捕捉率も問題？

不祥事対応の現状分析

4 初動対応の準備

事前に初動対応を定めている団体は少ない。
不祥事発生時に相談できる先が少ない。



弁護士関与のニーズは地方競技団体でも多い。

不祥事対応の現状分析

5 弁護士関与のニーズと課題

弁護士関与のニーズ

- ・ 不祥事対応
- ・ 規程、基準の策定
- ・ 事実調査

- 【懸念事項】
- ・ 費用面
 - ・ 弁護士アクセス